

令和 2 年度の 社会保障の充実・安定化等について

令和2年度の消費税増収分の使途について

〈令和2年度消費税増収分の内訳〉（公費ベース）

《増収額計：14.1兆円》

○基礎年金国庫負担割合2分の1

（平成24・25年度の基礎年金国庫負担割合2分の1の差額に係る費用を含む）

3.4兆円

○社会保障の充実

- ・ 幼児教育・保育の無償化
- ・ 高等教育の無償化
- ・ 子ども子育て支援新制度の実施
- ・ 医療・介護サービスの提供体制改革
- ・ 医療・介護保険制度の改革
- ・ 難病・小児慢性特定疾病への対応
- ・ 年金生活者支援給付金の支給 等

3.89兆円

○消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増

- ・ 診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増

0.60兆円

○後代への負担のつけ回しの軽減

- ・ 高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費

5.8兆円

（注1）増収額は、軽減税率制度による減収影響を除いている。

（注2）使途に関しては、総合合算制度の見送りによる4,000億円を軽減税率制度の財源としている。

令和2年度における「社会保障の充実」(概要)

(単位: 億円)

事 項		事 業 内 容	令和2年度 予算案			(参考) 令和元年度 予算額	
				国分	地方分		
子ども・子育て支援		子ども・子育て支援新制度の実施	(注3) 6,526	2,985	3,541	6,526	
		社会的養育の充実	474	237	237	474	
		育児休業中の経済的支援の強化	17	10	6	17	
医療・介護	医療・介護サービスの 提供体制改革	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等 ・ 地域医療介護総合確保基金(医療分) ・ 診療報酬改定における消費税財源等の活用分	(注4) 1,194 (注5) 602	796 425	398 177	1,034 476	
		地域包括ケアシステムの構築 ・ 地域医療介護総合確保基金(介護分) ・ 平成27年度介護報酬改定における消費税財源の活用分 (介護職員の処遇改善等) ・ 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	824 1,196 534	549 604 267	275 592 267	824 1,196 534	
		医療情報化支援基金	768	768	0	300	
		国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612	0	612	612	
		国民健康保険への財政支援の拡充 ・ 低所得者数に応じた自治体への財政支援 ・ 保険者努力支援制度等	1,664 (注6) 2,272	832 2,272	832 0	1,664 1,772	
		被用者保険の拠出金に対する支援	700	700	0	700	
	医療・介護保険 制度の改革	70歳未満の高額療養費制度の改正	248	217	31	248	
		介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化	1,572	786	786	900	
		介護保険保険者努力支援交付金	(注7) 200	200	0	—	
		難病・小児慢性 特定疾病への対応	2,089	1,044	1,044	2,089	
		年 金	年金受給資格期間の25年から10年への短縮	644	618	26	644
			遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	68	64	4	61
	年金生活者支援給付金の支給		4,908	4,908	0	1,859	
	合 計		27,111	18,282	8,829	21,930	

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2) 消費税増収分(2.31兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.4兆円)を活用し、上記の社会保障の充実(2.71兆円)の財源を確保。

(注3) 保育士の処遇改善については、「社会保障の充実」における全職員を対象とした3%の処遇改善を実施(平成27年度)。このほか、「社会保障の充実」とは別に、平成29年度から全職員を対象とした2%の処遇改善を行うとともに技能・経験に応じた月額最大4万円の処遇改善を行うなど、取組を進めている。

(注4) 勤務医の働き方改革の推進のために令和2年度に措置した143億円を含む。

(注5) 救急病院の勤務医の働き方改革の推進のために令和2年度診療報酬改定において措置した126億円を含む。

(注6) 医療における保険者の予防・健康インセンティブの強化を図る観点から、地方自治体における予防・健康づくり事業を後押しするため、従来の保険者努力支援制度とは別に令和2年度に措置した500億円を含む。

(注7) 従来の保険者機能強化推進交付金200億円と合わせて、介護における保険者の予防・健康インセンティブの強化を図る観点から、地方自治体における予防・健康づくり事業を後押しするため、令和2年度に200億円を措置。

厚生労働省における 成果連動型民間委託契約等の推進

成果連動型民間委託契約について

成果連動型民間委託契約（PFS）は、民間事業者のノウハウを活用して社会的課題を効果的に解決するものとして、一部の自治体ですでに取組が行われており、政府においても、国・自治体におけるPFSの活用を推進

令和元年度までの厚生労働省の取組

背景：保健福祉分野で、「ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）」の枠組みを活用した社会的事業をモデル的に実施し、**評価指標、民間資金の獲得に向けた条件**等について検証を行い、**社会的事業の開発・普及**を目指すモデル事業を実施（H29～R1年度）

概要：以下の2つの類型に分けて、成果指標、成果に応じた報酬の在り方などについて、モデル事業を実施

①特定課題型（成果連動の財政支援の仕組みを導入するための課題抽出や手法を検討）

※令和元年度は、フリースクール、糖尿病重症化予防、大腸がん検診の受診勧奨、引きこもりへのアウトリーチ支援、ショッピングリハビリの5事業を実施。

②地域課題型（ロジックモデル、成果指標などの有効な評価の枠組みの検討・開発）

※令和元年度は、包括的な地域ネットワークづくり、健康福祉分野の担い手確保、地域住民の見守り体制構築、認知症高齢者の社会参加等を通じたコミュニティづくりの4事業を実施。

令和2年度以降に向けた方向性

- ・ 上記モデル事業の成果等を踏まえ、今後は全国の希望する自治体がSIBを含む成果連動型民間委託契約（PFS）を実施するための支援を行っていく段階に移行。自治体においてPFSの導入に向けた検討を行えるよう、以下の支援策を実施
- ・ 本年夏までに事業の成果等を整理した事例集を作成し、周知
- ・ また、政府全体において、PFSの普及に向けた取組を進めており、内閣府等の関係省庁と共に、今年度中に今後3年間の政府における具体的な取組を定めたアクションプランを策定
- ・ 医療・健康及び介護分野は政府におけるPFS促進のための重点分野に設定されており、令和4年度までに各分野における具体的な成果指標等を例示したガイドラインを策定
- ・ 既存の国の施策についてもPFSの考え方を取り入れた制度（予算事業、補助金等）の構築について引き続き検討

PFS(成果連動型民間委託契約)の概要

成果連動型民間委託契約(PFS: Pay for Success)

PFS普及促進の背景

- 近年、英国・米国等では、就労支援、生活困窮者支援、子ども・家庭支援、受刑者の再犯防止等の分野でPFS（成果連動型民間委託契約）が活用されている。



- 我が国でも、社会的課題の解決に寄与する公共サービスに民間の資金や人材を呼び込むことが必要であり、これを実現する仕組みの一つとしてPFSの活用が有効

PFSとは？

- PFS**（成果連動型民間委託契約）は、業務委託費について、委託業務の成果に応じた額を受託した民間事業者を支払う手法。



※民間事業者が、成果連動型民間委託事業の運転資金を民間資金提供者から調達し、事業の成果に応じてリターンを支払う場合は、SIB（ソーシャル・インパクト・ボンド）と呼ばれる。

- より良いサービスの提供に対し、より高い報酬が支払われることで、民間の創意工夫の発揮が期待され、成果の見込める新たなサービスの試行、既存サービスの改善、優良な事業者の成長促進などの効果。



社会的課題の解決に寄与

健康づくりへの支援

○ 薬剤師等の服薬・食事指導による糖尿病重症化予防及び糖尿病腎症による人工透析への移行の予防 【東京都多摩市】

事業概要:薬局を拠点に薬剤師や管理栄養士等が服薬指導や食事指導を行うことにより、糖尿病の重症化予防や糖尿病性腎症による人工透析への移行の予防を目指す。

成果指標:①プログラム修了率 ②生活習慣改善率

○ ナッジ理論及びSMSを活用した大腸がん検診受診の勧奨によるがん死亡率の低下 【沖縄県浦添市】

事業概要:ナッジ理論及びSMSを活用した大腸がん検診受診勧奨によるがん検診受診率向上により、がんによる死亡率を低下を目指す。

成果指標:大腸がん検診受診者数

○ 買い物を通じたりハビリの提供による高齢者の身体・認知機能の維持改善と健康寿命の延伸 【島根県雲南市】

事業概要:買い物を通じたりハビリを提供することでりハビリのプログラム出席率を高め、高齢者の身体・認知機能の維持改善と健康寿命の延伸を目指す。

成果指標:①プログラム参加率 ②要介護度悪化発生率(複数のチェック項目があるアンケート調査を点数化)

生活困窮者への支援

○ 引きこもりの若者等へのアウトリーチ支援による就労に向けたステップアップ支援の実施 【千葉県佐倉市】

事業概要:生活困窮者等を対象としたアウトリーチ(訪問支援)を実施し、既存の就労支援プログラムへの参加者を増加させることで、就労自立者の増加を目指す。

成果指標:①アクション数(面談、電話等) ②アウトリーチ成功者人数

③ステップアップ値(事業対象者のステップアップの段階を5段階に分類・スコア化。事業実施機関を通じた一人当たりのスコアを「ステップアップ値」と設定)

中小企業・小規模事業者における 「働き方改革」実現に向けた対策

令和2年1月

厚生労働省
中小企業庁

中小企業・小規模事業者の「働き方改革」：基本的な考え方と改革の必要性

働き方改革の 基本的な考え方

「働き方改革」は、働く方々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で「選択」できるようにするための改革

我が国が直面する「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」「働く方のニーズの多様化」などの課題に対応するためには、投資やイノベーションによる生産性向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境をつくることが必要

働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現することで、成長と分配の好循環を構築し、働く方一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指す

中小企業等における 改革の必要性

「働き方改革」は、我が国雇用の7割を占める中小企業・小規模事業者において、着実に実施することが必要

「魅力ある職場づくり」→「人材の確保」→「業績の向上」→「利益増」の好循環をつくるため、生産性向上や「魅力ある職場づくり」のためにきめ細かな支援を行う。

中小企業・小規模事業者の意見を踏まえ、支援策を検討

事業者が抱える主な不安や問題点

- ・ 中小企業のみならず、取引先企業や消費者を含む様々な関係者に働き方改革の趣旨を理解してもらう必要がある
- ・ 業務に繁閑があるなか、残業規制の範囲内で業務を行えるか不安
- ・ 労働基準法等の労働関係法令をそもそも知らない

- ・ 人手不足、賃金高騰等で従業員を採用できない
- ・ 残業しないと人材育成の時間が確保できない
- ・ 貴重なワザを持つ高齢者が退職してしまう

- ・ 労働時間の管理をしていない
- ・ 「上司より後で帰宅」「長時間労働は美德」等の慣行がある
- ・ 従業員が定着しない

- ・ 効率の良い設備を導入する投資が困難

- ・ 発注企業側の残業規制や業務効率化のしわ寄せで受注企業等の生産性が悪化し、残業が増える
- ・ 国・自治体の発注納期が年度末に集中し、労働時間が長くなる

- ・ 業界ごとの慣習、特殊性がある

対応策

【支援体制構築】
働き方改革の理解と
支援体制の強化

①人手不足への対応

②雇用管理の見直し等

③生産性向上

④取引条件改善

⑤業種別の取組等

支援策の全体像 / 令和2年度当初予算 及び 補正予算総額：6,696億円 ～ 厚生労働省・中小企業庁における予算案 ～

支援体制構築：「働き方改革」の理解を図り、相談に応じ、支援を届ける体制の強化

P4

「働き方改革」で求められる対応や必要性について、中小企業・小規模事業者に対して周知徹底を図るとともに、**全都道府県に相談のための拠点**を設け、各地域の商工会・商工会議所等と連携して、「働き方改革」に取り組む中小企業等を支援。こうした支援体制に加えて、都道府県による中小企業等に対する取組を支援。

▶ 関係機関が連携して、以下の支援策①～⑤の活用を促進

支援策① **人手不足への対応**の支援

P5

➡ 人手不足感の強い中小企業・小規模事業者において、女性・若者・高齢者等がさらに活躍できるよう、**マッチング、人材の育成・活用力の強化、環境整備等**を支援。

支援策② 社内で取り組むことができる**雇用管理の見直し**等の支援

P7

➡ 時間外労働の上限規制への対応や、同一労働同一賃金など非正規雇用労働者の処遇改善に向け、**必要な社内のルール整備等**に対して支援・助成する。

支援策③ **生産性向上**のための支援

P8

➡ 賃金引上げ等につなげるため、**生産性向上に向けて支援**。

支援策④ 外部環境等、**取引条件改善**のための支援

P10

➡ 労働時間短縮等につなげるため、**取引条件の改善に向けて支援**。

支援策⑤ **業種別**の取組

P11

➡ 業種ごとに現状や課題が異なるため、**業種の特徴に応じて支援**。

※支援策の実施にあたっては、事務負担にも配慮し、**事業者目線で手続の重複感や煩雑さを解消**し、ワンストップで施策を活用できる環境を整備すること、施策の実施について、継続的にモニタリングし、**PDCAサイクルを回していくことが重要**。

中小企業・小規模事業者における「働き方改革」実現に向けた具体策【支援体制構築】

「働き方改革」の理解を図り、相談に応じ、支援を届ける体制の強化 255億円（243億円）

（1）「働き方改革」の理解促進と相談支援体制の強化 202億円（184億円）

① 長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現、生産性向上による賃金引上げ、人手不足の緩和等について、 <u>労務管理等の専門家によるワンストップ型の相談支援</u> や <u>助成金の活用方法等に関するセミナー等を実施</u> するほか、商工会議所・商工会・中央会等での出張相談、中小企業・小規模事業者に対する個別訪問による相談等、 <u>アウトリーチ型の相談支援の機能・体制の強化</u> を図る。	91億円 (76億円)
② 「よろず支援拠点」において、中小企業・小規模事業者の <u>現場改善やIT活用による生産性向上などの経営課題に対応</u> するためのコーディネーターを増員するなど、 <u>相談体制を強化</u> する。	52億円 ※当初＋補正 (58億円)
③ 働き方改革、生産性向上、税制度の変更等、制度改正による諸課題に対して、小規模事業者が円滑に対応できるよう全国の商工会・商工会議所等が、窓口相談やセミナーの実施や専門家を派遣する。	59億円 (50億円)

（2）都道府県への支援 53億円（59億円）

① 正社員雇用の創出に取り組む都道府県を支援する「地域活性化雇用創造プロジェクト」において、 <u>中小企業・小規模事業者の働き方改革に資する取組を実施する都道府県を支援</u> 。	53億円 (59億円)
---	----------------

中小企業・小規模事業者における「働き方改革」実現に向けた具体策【支援策①】

人手不足への対応の支援 1,180億円（818億円）

（1）人材確保に向けたマッチング支援や雇用管理改善 111億円（102億円）

① 民間、NPO等のノウハウの活用や、YouTube、SNS等のメディアの活用による**中小企業の魅力等の発信**により、**若年層を中心に求職者の掘り起こしを行う**。併せて、若年期に必要なキャリア形成を行うことができるよう、学生・生徒等に対する職業意識形成支援を実施する。

また、働き方改革に取り組む企業をハローワークで求職者に周知し、**重点的に人材を紹介**するほか、求人担当制で**フォローアップを徹底**する。

6億円
(7億円)

② ハローワークの人材確保対策コーナーにおいて、人手不足に悩む事業主に対し、**求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会の実施等**のマッチング支援を推進する。

39億円
(34億円)

③ 中小企業の経営課題に即した**多様な形態（兼業・副業等）の解決人材（女性、高齢者等）**を確保するため、**地域内外からの人材確保を支援する**。

12億円
(14億円)

④ **雇用管理制度(*)の導入、介護労働者の身体的負担軽減のための介護福祉機器の導入、介護及び保育労働者に対する賃金制度整備等**を通じて従業員の雇用の安定に取り組む事業主等に対して助成する。

(*)評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度、短時間正社員制度(保育事業主のみ)

また、働き方改革のために人材を確保することが必要な事業主が新たに労働者を雇い入れ、**一定の雇用管理改善を達成した場合に助成**する。

54億円
(47億円)

中小企業・小規模事業者における「働き方改革」実現に向けた具体策【支援策①】

(2) 人材の育成・活用力の強化 964億円（630億円）

① 人手不足・人材育成に苦慮する中小零細企業に対して、 <u>業界団体による人材育成に係る専門的支援を実施</u> し、しっかりとしたスキルを身につけた人材を育成・確保。3年間で一人前レベルの人材を育て、地元産業への定着を図る。	2億円 (2億円)
② 事業主等が労働者に対して行う職業訓練への訓練経費の助成・補助等により、人材育成を支援する。また、社員の専門的知識や技能・技術を向上させたい、社内の働き方改革を進めるために生産性を向上させたい等の中小企業等からの要望に即した <u>オーダーメイド型の訓練や人材育成の相談対応</u> など、中小企業等の人材育成を支援する。	916億円 (579億円)
③ <u>託児サービス付き訓練や子育て女性等のリカレント教育に資する訓練等の充実</u> などにより、女性の学び直しを支援する。	46億円 (49億円)
④ 全国の中小企業大学校において、組織マネジメントや生産管理など <u>経営課題の解決力を見出すための研修、経営診断などの手法を習得するための研修</u> を実施し、人材育成を支援する。	

(3) 女性、高齢者等が働きやすい環境整備 105億円（86億円）

① 「子育て安心プラン」を前倒しし、 <u>平成32年度までの3年間で約32万人分の保育の受け皿整備を進め、保育人材の確保</u> に取り組む。	
② <u>育児・介護休業からの復帰プランの策定支援や育児休業取得者の代替要員確保への助成措置</u> 等により、仕事と家庭の両立支援と継続就労促進に取り組む中小企業・小規模事業者を支援する。	37億円 (27億円)
③ ハローワークによる <u>高年齢求職者の支援、定年制の廃止や定年引上げ</u> 等を行う事業主に対する助成を行う。	68億円 (59億円)

中小企業・小規模事業者における「働き方改革」実現に向けた具体策【支援策②】

雇用管理の見直し等の支援 1,354億円（1,186億円）

（1）生産性を高めながら労働時間の縮減に取り組む事業主の支援 73億円（63億円）

- ① 生産性を高めながら労働時間の縮減に取り組む事業主を支援するため、出退勤管理のソフトウェア導入、専門家によるコンサルティングを受けて行う業務効率化・社内規程整備、生産工程の自動化・省力化等に取り組む中小企業・小規模事業者に対する助成を行うとともに、販路拡大・ビジネスモデル開発等のコンサルティングの実施など傘下企業を支援する中小企業団体に対する助成を行う。

73億円
(63億円)

（2）同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善 1,231億円（1,075億円）

- ① 非正規雇用労働者のキャリアアップを促進するため、正社員化や賃金規定等の増額改定、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の賃金規定等または諸手当制度の共通化などの処遇改善をした場合等に事業主に対する助成を行う。

1,231億円
(1,075億円)

（3）産業医・産業保健機能の強化 50億円（48億円）

- ① 中小企業等における従業員の健康づくりを支援するため、全国の産業保健総合支援センターを通じて、事業主の求めに応じた専門職の訪問サービスの実施（面接指導等）、事業主向け産業医の活かし方等のセミナーの企画実施、産業保健スタッフがいない小規模事業者向けの産業保健活動等への助成(拡充)や産業医に対する相談機能の整備、重点的な広報活動の展開を行う。

50億円
(48億円)

中小企業・小規模事業者における「働き方改革」実現に向けた具体策【支援策③】

生産性向上のための支援 3,976億円（1,553億円）

（１）中小企業・小規模事業者における賃金引上げや生産性・経営力向上の支援 3,898億円（1,480億円）

① 生産性向上に資するＩＴツール導入の経費を支援する。

② 革新的なサービス開発・生産プロセスの改善等に必要な設備投資を支援する。

③ 小規模事業者が商工会・商工会議所等と作成した経営計画に基づいて行う販路開拓等の経費等を支援する。

④ 生産性向上特別措置法に基づき、高い労働生産性の向上を目指す企業が導入する設備について、３年間固定資産税を軽減（ゼロ～１／２）する。

⑤ 中小企業等経営強化法に基づき、生産性向上等に関する「経営力向上計画」を作成し、働き方改革に資する設備も含めた設備投資や人材育成・確保により生産性の向上に取り組む中小企業・小規模事業者に対して、当該計画に基づいて行う設備投資に対する即時償却・税額控除（最大１０％）といった税制面、日本政策公庫による低利融資などによる金融面での支援を行う。

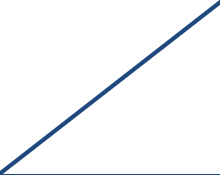
⑥ 非正規雇用の処遇改善や長時間労働の是正に取り組む中小企業・小規模事業者に対しては、日本政策金融公庫の低利融資による金融面での支援を行う。

⑦ 金融機関と連携しつつ、生産性向上や雇用管理の改善に関する計画を作成し、省力化のための装置など生産性向上に資する設備等への投資を行う企業に対する助成を行う。

3,622億円
※当初＋補正
(1,160億円)

2億円
(4億円)

中小企業・小規模事業者における「働き方改革」実現に向けた具体策【支援策③】

⑧ <u>生産性向上に向けて、働き方改革推進支援センターにおける専門家による業務改善方法の提案や、生産性向上に資する設備・器具の導入等を行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる</u>中小企業・小規模事業者に対する助成等を行う。また、傘下企業の時間外労働の削減や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組を行う中小企業団体に対する助成を行う。	141億円 ※当初＋補正 (119億円)
⑨ <u>給与総額が前年度以上であり、1.5%以上の賃上げを行った</u>中小企業・小規模事業者は、<u>前年度からの給与増加額の15%を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除し、2.5%以上の賃上げに加えて人材投資や生産性向上に取り組む場合には税額控除率を25%に上乗せする所得拡大促進税制により、賃金引上げを支援。</u>	
⑩ <u>非正規雇用労働者の賃金規定の増額改定や、生産性向上に資する人事評価制度・賃金制度（*）の整備・実施</u>を通じて、生産性向上・賃金アップ等を実現した企業に対する助成を行う。 （*）能力評価等を含む明確な評価基準と、これに対応した賃金表	97億円 (152億円)
⑪ <u>転職・再就職者の処遇等に関する社内制度を整備し転職・再就職者の採用拡大</u>に取り組む事業主に対して助成を行うとともに、生産性向上に取り組む企業が<u>転職者を受け入れて行う能力開発や賃金アップ</u>に対して助成を行うこと等により、中小企業・小規模事業者も含めた雇用吸収力や付加価値の高い産業への転職・再就職支援を図る。	36億円 (45億円)

（２）事業承継支援 78億円（73億円）

① 事業引継ぎ支援センターによる<u>後継者不在企業に対するマッチング支援</u>等を実施。	27億円 (23億円)
② 各都道府県に構築された<u>事業承継ネットワーク</u>をベースとし、<u>地域密着型で専門家派遣等を行う「プッシュ型事業承継支援」の取組を強化</u>。また、<u>承継後の設備投資等の新たな取組を支援</u>するとともに、<u>後継者不在の中小企業の後継者教育</u>の型を明らかにする。さらに、後継者が経営者保証を理由に躊躇することなく円滑に事業承継を進める観点から、<u>経営者保証解除に向けた専門家による支援を実施</u>。	51億円 (50億円)
③ <u>再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長</u>。	

取引条件改善のための支援

(1) 中小企業・小規模事業者における取引条件の改善

- | | |
|---|--|
| ① 発注事業者側の働き方改革によって下請事業者にしわ寄せがきていないか、 <u>下請Gメンによる下請企業ヒアリングを通じて実態を確認</u> し、これらの結果を踏まえて、産業界に対し「自主行動計画」の改定などを働きかけていく。 | |
| ② <u>極端な短納期発注等の中小企業・小規模事業者の働き方改革に支障をきたすような行為</u> で下請法等違反が認められるような事案については、 <u>厳正に対処</u> していく。
また、 <u>法令違反には至らないものの改善が望ましい事案</u> については、 <u>大企業等発注側へのヒアリング</u> や、 <u>経営トップへの改善要請を検討</u> していく。 | |
| ③ 下請中小企業の長時間労働の背景として、親事業者の下請法等違反が疑われる場合に、 <u>労基署から中小企業庁や公正取引委員会に通報する制度の強化について検討し、整備</u> する。 | |
| ④ 業界団体等を通じて収集した <u>しわ寄せ防止／しわ寄せ改善事例集</u> を周知、公表する。 | |
| ⑤ 令和2年4月から中小企業に時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、 <u>厚生労働省・中小企業庁が業所管省庁等と連携</u> し、業界団体等宛て、 <u>短納期発注等の是正など、取引の配慮を求める要請文を発出</u> し、注意喚起を図る。 | |

中小企業・小規模事業者における「働き方改革」実現に向けた具体策【支援策⑤】

業種別の取組 241億円（203億円）

（１）生産性向上・経営力強化の推進など業種ごとの取組の推進 58億円（41億円）

① 介護事業所の生産性向上を推進するため、モデル事業所において具体的な取組を展開し、その成果や手法を生産性向上ガイドラインに反映等を通じた全国での実践につなげる。また、介護ロボットの活用を促進するため、介護現場のニーズを的確に把握し、開発につなげる取組を推進するとともに、介護事業所におけるICT化等を推進する。

17億円
※当初+補正
(20億円)

② 障害福祉分野について、障害福祉の現場における業務の負担軽減・生産性向上を推進するため、ICT導入を支援するとともに、障害者福祉施設等におけるロボット等の導入支援を行う。

5億円
※当初+補正
(0.2億円)

③ 生活衛生関係営業者が生産性向上に向けた取組を行っていけるよう、ガイドライン・マニュアルの更なる普及・定着とそれを活用した個別相談等や、最低賃金の引上げの影響が大きい生活衛生関係営業者に対する収益力向上に関するセミナー等を実施する。

3億円
※当初+補正
(4億円)

④ 医療分野について、都道府県医療勤務環境改善支援センターにおける専門的アドバイスを行う体制の拡充を行うなど、医師をはじめとする医療従事者の勤務環境の改善を図る。

34億円
(17億円)

⑤ 生産性向上が課題となっている業種（政府として生産性向上を重点的に図る5分野等※）を中心に事業分野別指針の策定等や事業分野別経営力向上推進機関の拡大を進めるとともに、事業者が指針に基づく経営力向上計画の認定を受け、生産性向上を図る場合、法人税等について、即時償却・税額控除（最大10%）などの税制面・金融面等の支援を行う。

※介護、飲食業、宿泊業、小売業、道路貨物運送等

中小企業・小規模事業者における「働き方改革」実現に向けた具体策【支援策⑤】

(2) 取引条件改善など業種ごとの取組の推進 182億円（162億円）

① 自動車運送事業について、機械荷役への転換による荷役時間の削減等に取り組むほか、長時間労働是正の環境整備のための関連制度の見直しや支援措置に関する行動計画を策定・実施する。
特に、トラック運送事業については、荷待ち時間・荷役時間の削減、集配経路の見直しなど、ドライバーの長時間労働是正のために荷主と交渉する際に参考にできるガイドラインの周知等の支援策を実施する。

111億円
(90億円)

② 建設業について、適切な工期設定等を求めるガイドラインを官民の発注者に徹底するとともに、若者や女性等への訓練など、人材確保に取り組む事業者への助成等を行う。

143億円
(133億円)

③ 情報サービス業(IT業界)について、業務特性など時間外労働が生ずる要因の把握・分析を行うとともに、業務プロセスや取引条件面も含め、改善方策の検討・推進等を行う。

1 億円
(1億円)